林業改善資金助成法 (昭和五十一年法律第四十二号) (抄) (第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

第二条 この法律において「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材 質	(定義)				の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。	を確立し、もつて林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力	含む。)の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度	(当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を	ることを支援するため、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金	る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入す	、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係	確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し	善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の	第一条 この法律は、林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改	(目的)	林業・木材産業改善資金助成法	改正案
第二条 この法律において「林業生産高度化資金」とは、林業経営の改善	(定義)	を目的とする。	全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資すること	県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて林業経営の健	労働福祉施設資金又は青年林業者等養成確保資金の貸付けを行う都道府	林業従事者等に対する林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業	係る林業技術に従事するのにふさわしい者となることを助長するため、	業を担うべき者が近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に	ることを促進し、並びに青年林業者、林業労働に従事する者その他の林	る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入す	産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始し、又は林業労働に係	的に林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生	労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として <u>自主</u>	第一条。この法律は、林業従事者等が林業経営の改善又は林業労働に係る	(目的)	林業改善資金助成法	現

同じ。)を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。以下る労働災害の防止若しくは林業労働に係る安全衛生施設若したな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産業改善措置(林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係

- 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 造林に必要な資金
- 三立木の取得に必要な資金

経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの四、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業

必要な資金で政令で定めるものをいう。をの方式に係る林産物の合理的な加工の方式を含む。)を導入するのにの高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式(当該林業生を促進するために普及を図る必要があると認められる林野の林業的利用

るのに必要な資金で政令で定めるものをいう。材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始す進するために普及を図る必要があると認められる森林施業の方法及び木正の法律において「新林業部門導入資金」とは、林業経営の改善を促

2

- のをいう。 である者の福利厚生施設を導入するのに必要な資金で政令で定めるもる必要があると認められる林業労働に係る安全衛生施設又は林業労働に係る安全衛生施設又は林業労働に係る安全衛生施設又は林業労働に係る労働災害を防止し、又は林業労働に従事する者を確保するために普及を図るが、この法律において「林業労働福祉施設資金」とは、林業労働に係る労
- の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第十五条第一項 村業労働に従事する者その他の林業を担うべき者が近代的な林業経営を が選出し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわし の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第十五条第一項 の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第十五条第一項 の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第十五条第一項 の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第十五条第一項 の本業就業促進資金を除く。)で政令で定めるものをいう。

(政府の助成)

。)に対する林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉その組織する団体その他政令で定める者(以下「林業従事者等」という第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより林業従事者、

第三条

政府は、

都道府県がこの法律の定めるところにより林業従事者、

の者の組織する団体その他政令で定める者 (以下「林業従事者等」とい

木材産業に属する事業を営む者(政令で定める者に限る。

)又はこれら

一部に充てるため補助金を交付することができる。 対し、予算の範囲内において、当該都道府県の行う事業に必要な資金のところにより林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けのところにより林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けののがし、前項に規定する場合のほか、都道府県が、この法律の定める

一農林中央金庫

事業を行う森林組合で政令で定めるもの 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九条第二項第一号の

三 森林組合法第百一条第一項第三号の事業を行う森林組合連合会

| 二第一項第二号の事業を行う事業協同組合で政令で定めるもの四 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の

| 合連合会 | 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第二号の事業を行う協同組

六 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

と協議して定める。 第一項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林水産大臣が財務大臣

(貸付金の限度)

| 第四条 前条第一項の貸付けに係る資金 (以下「貸付金」という。)の一

達した都道府県については、この限りでない。(係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、当該事業に当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の施設資金又は青年林業者等養成確保資金の貸付けの事業を行うときは、

(貸付金の限度)

第四条 前条第一項の貸付けに係る資金 (以下「貸付金」という。)の一

第八条 林業生産高度化資金の貸付けは、その申請者(その者が団体であり、「賃付して行った。」	第八条 都道府県知事は、前条第一項の認定の申請があつたときは、その
つ、受け、ナトとコンの皇家公司と	道プル
	林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期
	一林業・木材産業改善措置の目標
	2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
	である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。
	請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当
行うものとする。	ころにより、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、これを申
第七条第三条第一項の貸付けは、同項に規定する者からの申請によつて	第七条(貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めると
(貸付けの申請)	(貸付資格の認定)
えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。	ె
2 貸付金の据置期間は、必要と認められる種類の貸付金につき三年を超	2 貸付金の据置期間は、三年を超えない範囲内で政令で定める期間とす
囲内で政令で定める期間とする。	
青年林業者等養成確保資金のそれぞれの種類ごとに、十年を超えない範	
林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び	十年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。
第五条(貸付金は、無利子とし、その償還期間(据置期間を含む。)は、	第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間(据置期間を含む。)は、
(貸付金の利率、償還期間等)	(貸付金の利率、償還期間等)
種類ごとに、農林水産省令で定める。	
1剉	
林業従事者等ごとの限度額は、林業生産高度化資金、新林業部門導入資	林業従事者等ごとの限度額は、農林水産省令で定める。

労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあ善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る者)が申請に係る林業・木材産業改善資金をもつて林業・木材産業改申請者 (その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成す

ると認められる場合に限り、同項の認定をするものとする。

2

見込みがある場合に限り、行うものとする。林産物の合理的な加工の方式を導入することによりその経営を改善する技術の向上を図るための林業生産の方式又は当該林業生産の方式に係る核業生産高度化資金をもつて林野の林業的利用の高度化及び林業る場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。)が申請

- る見込みがある場合に限り、行うものとする。導入し、新たな林業部門の経営を開始することによりその経営を改善す導入資金をもつて森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産の方式を新林業部門導入資金の貸付けは、その申請者が申請に係る新林業部門
- 込みがある場合に限り、行うものとする。 「防止又は林業労働に従事する者の確保を図るための改善措置を講ずる見する者の福利厚生施設を導入することにより林業労働に係る労働災害のが出入。 「は、その申請者が申請に係る林業労働に係る株業労働に後事
- 4 青年林業者等養成確保資金の貸付けは、その申請者又はその申請者の して養成確保される見込みがある場合に限り、行うものとする。 株業経営に係る林業労働に従事する者が申請に係る青年林業者等養成確 のとじまり近代的な林業経営を担当し 、又は近代的な林業労働に従事する者が申請に係る青年林業者等養成確

(融資機関が行う貸付け)

し、その償還方法その他必要な貸付けの条件の基準は、政令で定める。第十二条 都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金は、無利子と

2

第四条、

第五条、

第七条及び第八条の規定は融資機関が行う第三条第

の規定は融資機関について準用する。

(特別会計)

けて行わなければならない。合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設第十三条の過程が、第三条第一項及び第二項に規定する事業を行う場

に関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。 (以下「貸付金等」という。)の償還金 (第十一条の規定による違約金を含む。)並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金等」という。)の償還金 (第十一条の規定による違約金を含む。)がびに対して、一般会計からの繰入金、第三条第一項及び第二項の規定により、に 2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)に 2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)に

(事務の委託)

2 (略)

(補助金の額)

額は、都道府県が貸付金等の財源に充てるため一般会計から特別会計に第十五条 政府が第三条第一項及び第二項の規定により交付する補助金の

(特別会計)

該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わな第十二条(都道府県が、第三条第一項に規定する事業を行う場合には、当

ければならない。

諸費をもつてその歳出とする。
雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他の補助金、貸付金の償還金(前条の規定による違約金を含む。)及び附属おいては、一般会計からの繰入金、第三条第一項の規定による国からの2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)に

(事務の委託)

のに委託することができる。

つ森林組合連合会その他林業従事者等の組織する法人で政令で定めるもう森林組合連合会その他林業従事者等の組織する法人で政令で定めるも項に規定する事業に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を森林組第十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条第一

(略)

2

(補助金の額)

府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金第十四条 政府が第三条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道

が定める金額のいずれか低い額以内とする。繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣

(納付金)

(農林漁業信用基金による債務の保証)

ることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金を融資機関から借り入れとなつている第一号に掲げる者を含む。)が、この法律の定めるところとなつている第一号に掲げる者を含む。)が、この法律の定めるところのことにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができる。

一 木材卸売業又は木材市場業を営む者で政令で定めるもの

|| 前号に掲げる者が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協

同組合

のいずれか低い額以内とする。額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額

(納付金)

府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額の合計額の一部を政政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金の未貸付額及第十五条 都道府県は、第三条第一項に規定する事業を廃止したときは、

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)(抄)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

の組織する団体を除く。)が当該認定に係る同条第三項第二号の措置第二条第一項若しくは第二項の認定を受けた者(関連事業者又は関連事業者の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。)又は第四条の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金(林業経営の規模の拡大、生産方式の措置を実施するのに必要な資金(林業経営の規模の拡大、生産方式の音型化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金(林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。)又は第四条第六条、農林漁業信用基金の業務の特例等)	(林業経営改善計画) (林業経営改善計画)	改正案
に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸しまか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。 「略) 「略) 「略) 「略) 「略) 「略) 「解) 「解) 「解) 「解) 「解) 「解) 「解) 「解	4 (略) (略) 第三条 (略) (・・二 (略)	現行

ること。対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けがし、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付け必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県にを実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするためにを実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために

2・3 (略) 三・四 (略)

(都道府県の特別会計)

おる。
おいては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとおいては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとにより設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合に改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第十三条第一項の規定は、その経理を林業・木材産業第八条(第六条第一項第二号の規定により信用基金から資金の貸付けを受

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

付けること。

三・四 (略)

2・3 (略)

(都道府県の特別会計)

当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、成法(昭和五十一年法律第四十二号)第十二条第一項の規定により設置けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業改善資金助第八条(第六条第一項第二号の規定により信用基金から資金の貸付けを受

(林業改善資金助成法の特例)

二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。間(据置期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要なものの償還期令で定める種類の資金であつて、第三条第一項の認定を受けた者が当該第九条(林業改善資金助成法第二条第二項の新林業部門導入資金のうち政

傍
線
の
部分
カは
改改
正
部
分

第四十四条(略)(監督)	2 (略) エー・ (略) エー・ (略) エー・ (略) エー・ (略) エー・ (略) の業務を行う。	第二十七条 信用基金は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、次(業務) 2 (略)	業の健全な発展に資することを目的とする。 業の健全な発展に資することを目的とする。 業の健全な発展に資することを目的とする。 業により、農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債能を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金により、農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等により、農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等により、農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等第一条 農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もつて農林漁業に係る債能を開発を設定している。	改正案
第四十四条(略)(監督)	2 (略)	第二十七条 信用基金は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、次(業務) 2 (略)	の健全な発展に資することを目的とする。 (目的) (目的)	現

施行するため必要があると認めるときは、信用基金に対し、その業務に金助成法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法又は漁業災害補償法を2.主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木材産業改善資

関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

| ときは、信用基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすること| 農業災害補償法又は漁業災害補償法を施行するため必要があると認める| 2 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、

(報告及び検査)

ができる。

とができる。とができる。とができる。とができる。とができる。ときは、信用基金に対し、その業務若しくは財産の状況に関しと認めるときは、信用基金に対し、その業務若しくは財産の状況に関しと認めるときは、信用基金に対し、その業務若しくは財産の状況に関しいがある。

件を検査させることができる。 作を検査させることができる。 件を検査させることができる。 (以下「受託者」という。)に対し、その委託を受けた業務に要けた業務に要いると認めるときは、信用基金から業務の委託を 生務大臣は、この法律、農業信用保証保険法又は中小漁業融資保証法

3・4 (略)

3 •

(略)

(傍線の部分は改正部分)

(報告及び検査)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (での) (での) (での) (での) (での) (での) (での) (での	第十二条(信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の(業務の範囲)(、	(信用基金の目的) (信用基金の目的) (信用基金の目的)	改正案
(報告及び検査)) (略) (略) (略) (略) ((略) ((略) (((((第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の (業務の範囲) 2 (略)	を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。 が木材製造業を含む。以下同じ。)の経営の改善に必要な資金の融通 で、農業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行 のと、農業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行 に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金を 融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業(林業種苗生産業及 融通することが行う漁業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信 (信用基金の目的)	現

沈若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員めるときは、信用基金から業務の委託を受けた者(以下「受託者」とい改善資金助成法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があると認第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木材産業

2・3 (略)

附則

(林業・木材産業改善資金助成法の一部改正)

。| 第六条の二 林業・木材産業改善資金助成法の一部を次のように改正する

| 人農林漁業信用基金」に改める。 | 第十七条(見出しを含む。)中「農林漁業信用基金」を「

独立行政法

法の一部改正)(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置

措置法の一部を次のように改正する。第十条(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定)

十三条第一項」に改め、同条第三項を削る。 信用基金法第二十八条第一項」を「独立行政法人農林漁業信用基金法第第七十九号)第二十七条」を「独立行政法人農林漁業信用基金法(平成人農林漁業信用基金(」に、「農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律人農林漁業信用基金(」を「独立行政法の等)」に改め、同条第一項中「農林漁業信用基金、(」を「独立行政法の等の前の見出しを「(独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特別で、

要な物件を検査させることができる。その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その委託を受けた保証法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金から業務の第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法又は中小漁業融資

2・3 (略)

附則

法の一部改正)(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置)

措置法の一部を次のように改正する。第十条(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定

十三条第一項」に改め、同条第三項を削る。 十四年法律第百二十八条第一項」を「独立行政法人農林漁業信用基金法第十四年法律第百二十八号)第十二条」に改め、同項第三号中「農林漁業第七十九号)第二十七条」を「独立行政法人農林漁業信用基金法(平成人農林漁業信用基金(」を「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特第六条の前の見出しを「(独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特

第七条を次のように改める。

句と読み替えるものとする。の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字は、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中第七条が前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合に

(略)	(略)	第十七条第一項等	(略)	(略)
(略)	(略)	る業務 号及び第九号に掲げ 第十二条第一項第四	(略)	(略)
(略)	(略)	る業務 第一項第一号及び第二号に掲 5人ので第九号に掲げ 九号並びに暫定措置法第六条 第十二条第一項第四 第十二条第一項第四号及び第	(略)	(略)

第七条を次のように改める。

句と読み替えるものとする。の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字は、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中第七条が高条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合に

(略)	(略)	第十七条第一項	(略)	(略)
(略)	(略)	る業務 号及び第九号に掲げ 第十二条第一項第四	(略)	(醫)
(略)	(略)	第一項第二号に掲げる業務第十二条第一項第四号及び第	(略)	(略)

分して行うものとする。 この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区三条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことがで事業を行う都道府県は、その経理を林業・木材産業改善資金助成法第十第二十七条 前条第一項の規定により政府から補助金の交付を受けて貸付(都道府県の特別会計)	年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。(据置期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十五であって、第五条第一項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」と第二条第一項の林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)(林業・木材産業改善資金助成法の特例)	改正案
ものとする。 場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うの規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。このの規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この事業を行う都道府県は、その経理を林業改善資金助成法第十二条第一項第二十七条 前条第一項の規定により政府から補助金の交付を受けて貸付(都道府県の特別会計)	条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。 「「大学の関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関	現

六十六~八十七 (略)	業・木材産業改善資金の貸付けについての助成に関すること。六十五 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること並びに林	一~六十四 (略)	かさどる。 第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつ	(所掌事務)	改正案
六十六~八十七 (略)	業改善資金の貸付けについての助成に関すること。 六十五 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること並びに林	~六十四 (略)	かさどる。 第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつ	(所掌事務)	現